

契約の方法及び電子入札の条件

(条件付き一般競争入札〔総合(特別簡易)・建設リサイクル法対象・現場代理人常駐義務緩和あり〕の場合)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領により条件付き一般競争入札とする。

2 入札の条件等

入札時の条件は、福島県工事等競争入札心得及び次のとおりとする。

(1) 見積内訳書及び見積内訳総括表の提出

入札に参加する者は、入札書の提出と同時に、入札書に記載した金額に対応した見積内訳書(数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。)及び見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)を提出しなければならない。

(2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

福島県財務規則(昭和39年福島県規則17号。以下「規則」という。)第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(4) 落札者

① 落札候補者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記

②総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者から2番目までの者を落札候補者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、下記(ア)から(イ)までの評価項目ごとに評価を行い、点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)を与える。

なお、加算点の最高得点は23.75点とする。

(ア) 企業及び配置予定技術者の技術力(実績・経験等)

(イ) 企業の地域社会に対する貢献度

「加算点」の算出方法は、各業者の獲得点数により加算点を算出する。

イ 入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の技術提案に係る上記アにより得られた加算点と標準点(100点)の合計を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(評価値)をもって行う。

③ ②アの評価項目及び評価基準、イの評価値算出価格の詳細は入札説明書による。

④ 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(5) 低入札価格調査制度

- ① 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事であること。
 - ② 入札参加者は、入札書に併せて、別に定める見積内訳書(数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。)及び見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)を提出すること。
 - ③ 調査基準価格(契約締結後に公表する。)を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者(総合評価方式適用工事にあつては評価値の最も高い者)(以下「最低価格入札者」という。)であつても必ずしも落札者とはならない場合があること。
 - ④ 調査基準価格(契約締結後に公表する。)を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取に協力すべきこと。
 - ⑤ 調査基準価格(契約締結後に公表する。)を下回って落札した場合は、規則第228条及び福島県工事請負契約約款(平成8年3月29日総務部長依命通達。以下「約款」という。)第4条第3項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の1以上から10分の3以上に引き上げること。
 - ⑥ 調査基準価格(契約締結後に公表する。)を下回って落札した場合は、約款第35条第1項で規定する前払金について、請負代金額の10分の4以内の額から10分の2以内の額に引き下げること。
 - ⑦ 調査基準価格(契約締結後に公表する。)を下回って落札した場合は、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件(主任技術者又は監理技術者となるための要件)を満たす者2名を配置することを義務づけること。なお、建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事の場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めないこと。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めないこと。)
 - ⑧ 同条第6項から第8項の規定により変更となつた契約条件に対して落札候補者の対応が困難な場合にあつては、落札者決定前に辞退を申し出ることができること。
- (6) 契約保証金
- 規則第228条に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とし、落札金額が調査基準価格を下回った場合には、(5)⑤に定めるところによる。
- 契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。
- なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときは、この限りではなく、落札金額が調査基準価格を下回った場合には、請負金額が500万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。
- また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。
- (7) 前 金 払
- 規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。
- ア 第1項に定める前金払 請負代金額の4割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)
- ただし、調査基準価格(契約締結後に公表する。)を下回り落札者となつた場合には、請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。
- イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)
- (8) 部 分 払
- 規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5(中間前払金の約定をするときは、10分の6(前金払の約定をしないときは、10分の3))を超えた場合に限る。
- なお、部分払いの回数は規則第239条第3項の定めるところによる。
- (9) 工期
- 工期は443日間限りとする。工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者(以下「発注者」という。)が指定する日とする。
- (10) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

受注者は、請負代金額から消費税及び地方消費税の額を除いた額（当該金額が100万円以上である場合に限る。）に土木工事にあつては1,000分の2、建築工事にあつては1,000分の1.5を乗じて得た額以上の建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書、（以下「収納書」という。）を発注者に提出すること。なお、収納書を提出できない正当な理由がある場合は、その旨を記載した書面を提出すること。

(11) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(12) 現場代理人等届

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者及び監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）を定め、経歴書を添付して発注者に提出すること。

(13) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事は含まない。）は、第1項の請求があつた日から起算して14日以内に監督員が確認する。

(14) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(15) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(16) 不可抗力による損害の負担

約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善良な管理者の注意義務の履行を裏付ける資料を添付すること。

なお、同条第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(17) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(18) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、別記の特記事項及び特約条項を必要に応じて挿入する。

(19) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、発注者及び受注者が電子署名を行ったときに確定する。

(20) 入札の際提示する書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県工事等競争入札心得
- 4 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

なお、上記1、3及び4については、福島県入札監理課のホームページを参照のこと。

(21) 現場代理人の常駐義務の緩和

この工事については、落札者の申請に基づき、いわき農林事務所長が認める場合、他の工事の

現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、いわき農林事務所長は必要な条件を付することができる。

なお、入札等に参加しようとする者は、他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について、事前に入札公告文の設計図書等に対する質問受付期間内に、いわき農林事務所長に対し、別紙1（現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書）により照会することができるものとする。

〔別記〕特記事項・特約条項

6 特記事項

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項に規定する契約の保証を付することを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

（注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げる。）

第2 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

（注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

第4 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第5 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度 円（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額）。

令和9年度 工事請負代金額より令和8年度の支払額を差し引いた額。

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

令和8年度 円（工事請負代金額の23.45%以上の額で別に示す額）

令和9年度 工事請負代金額より令和8年度の出来高予定額を差し引いた額。

3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第6 債務負担行為に係る契約の前金払については、約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払いを請求することができない。

3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第4項の規定を準用する。

第7 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を越えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

部分払の額 $\leq$ 着工時からの出来高金額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔着工時からの出来高金額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度の前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

3 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあっては4回（中間前金払をする場合は3回）とする。

契約の保証について

- 1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

[注] イ 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ハ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債券

額面全額

2 国債証券

額面全額の10分の8

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課又はいわき地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ホ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金を受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「発注者名（記載例）」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されるものとする
こと。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取
扱いについては、発注者の指示に従うこと。

リ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払わ
れた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約
金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注
者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

[注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する
保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「発注者名(記載例)」と記載するように申し
込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名
が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

ホ 保証期間は、工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取
扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われ
た保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金
の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

[注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険で
ある。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「発注者名(記載例)」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が
記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示
に従うこと。

チ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われ
た保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金
の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1の規定にかかわらず、落札額が500万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契
約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときには、約款第4条
に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は1の規定を準用する。

記載例：いわき農林事務所長 酒井 雄二



（工事における現場代理人の常駐義務の緩和について）

令和7年1月17日

このことについては、平成22年3月30日付け21財第4619号本職通知に基づき施行してきたところですが、このたび対象要件等を一部改正し、下記のとおりとします。

記

1 緩和の対象となる工事について

県又は市町村等から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（県又は市町村等）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。

また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事が対象となる。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

※ 発注機関が異なる場合の手続きは、参考1のとおりとする。

(2) 建設業法第26条第3項に該当する工事

当該工事及び先行工事のいずれか1件以上の工事が、次の（ア）～（オ）の全てを満たすものが対象となる。

（ア） 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事である場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は現場代理人の兼務は認められない。

（イ） 建設工事の工事現場間の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

（ウ） 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

（エ） 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

（オ） 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

- (カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。
- (キ) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (ク) 当該工事の現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、2件までとする。
- (3) 上記のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事
次のア及びイの要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により、品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。
なお、この要件により、兼務できる工事は先行工事と併せて2件とする。
- ア 先行工事と当該工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。
※ 同一土木事務所管内が原則であるが、同一建設事務所管内の隣接する土木事務所の境界を挟んで工事箇所が近接である場合も対象とできる。
- イ 当該工事の契約金額（予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円未満）であること。
- 2 緩和を行う場合の周知について
緩和の対象となる工事については、「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。」旨を条件付一般競争入札の場合にあっては入札公告、随意契約の場合にあっては契約の方法及び見積の条件に記載する。
なお、発注機関が異なる工事での申請も想定されるので、工事箇所や工事内容から、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があると判断され、常駐義務緩和を認めないものは、公告等において「現場代理人の常駐義務の緩和」を「該当なし」とし、それ以外については「該当」とすること。
- 3 緩和に係る申請について
当該工事の入札等に参加しようとする者、又は当該工事を受注している者は、先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について、入札等の前に発注者に対し別紙1により申請することができるものとする。
※ 発注機関が異なる場合は、現場相互の距離がわかる位置図と配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。
※ 申請書の受付開始日は各発注機関及び各入札執行機関において、ホームページへの掲載、閲覧場所における掲示等により周知することとし、条件付一般競争入札にあっては公告開始日、随意契約にあっては見積依頼日とする。
- 4 特約条項
緩和の対象となる工事については、「受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」と

いう。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において福島県工事請負契約約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。」旨を工事請負契約書中に特約条項として記載すること。

なお、申請書及び承認書は別紙1によること。

5 承認の際の付与条件

承認にあたっては、別紙2の条件を付すこと。

なお、発注者の判断により条件を追加することは差し支えない。この場合、別紙2に(5)等として追加の条件を付すこと。

6 問題が生じた場合の措置

承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに当該承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させること。

7 注意事項

- (1) 常駐義務緩和を行う場合は、現場代理人と現場立合等の日程確認を綿密に行うようにすること。
- (2) 監理技術者における現場代理人の常駐義務緩和については、令和5年1月25日付け4企技第1137号「公共工事における主任技術者等の適切な設置等について（通知）」により、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理できると発注者が認めた工事を対象とする。
- (3) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する工事は、現場代理人の常駐義務緩和の対象としない。

8 適用時期

令和7年1月17日以降に常駐義務緩和の申請があった案件から適用する。

ただし、令和7年1月17日に施工中の工事についても適用するものとする。

また、建設業法施行令の一部改正に伴う専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の請負代金の額の改正については、令和7年2月1日から適用する。





別紙 1

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	
1 対象工事 1	
発注機関 担当課名	(tel)
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約額等(注1)	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
※契約前で工期の定ま ていないときはこちらに 記入すること	入札公告日：令和 年 月 日 開札予定日：令和 年 月 日 工 期： 日間又は 年 月 日限り
主任技術者氏名(注2)	
2 対象工事 2	
発注機関 担当課名	(tel)
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約額等(注1)	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
※契約前で工期の定ま ていないときはこちらに 記入すること	入札公告日：令和 年 月 日 開札予定日：令和 年 月 日 工 期： 日間又は 年 月 日限り
主任技術者氏名(注2)	
3 現場代理人 氏名	
4 要綱適用項目 (いずれかにチェック)	☐ 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事 ☐ 建設業法第26条第3項に該当する工事 ☐ 特に発注者が支障がないと認めた工事
上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて承認願いま す。 令和 年 月 日 (対象工事1発注者) 様 (対象工事2発注者) 様 会社名 代表者名	
上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて 別紙2の条件を付して承認しますので他の常駐義務緩和工事の発注機関からの 承認書 及び条件書等の写しを提出して下さい。 承認できません。 令和 年 月 日 (会社名 代表者名) 様 (対象工事1又は2発注者)	

注1 契約前の場合は工事等発注見通しから記載し、不明の場合は記入しないこと。

注2 予定も含む。

※ 申請者は控を含めて発注者毎に申請書を2部(申請書以外は1部)提出すること。

※ 他の常駐義務緩和工事の承認が得られなかった場合は、承認は無効となります。

※ 契約前の申請で契約の相手方にならなかった場合は、承認は無効となります。

※ 発注機関が異なる場合は、相互の距離がわかる位置図及び配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。

※ 工事概要は代表数量と、より詳細な工事内容を具体的に記載すること。

※ 随意契約の場合、「入札公告日」とあるのは「見積依頼日」と、「開札予定日」とあるのは「見積書提出予定日」と読み替えて記載すること。

※ 同一発注機関である場合は、工事発注者を一行とすること。

※ 工事概要等の記載に不備がある場合は、承認されないことがあります。

※ 工事発注者は「承認します」「承認できません」のいずれかの行を横線で削除し回答すること。

※ 本様式は、福島県発注の工事に適用するものであり、発注者が市町村の場合で、市町村に常駐義務緩和の承認を申請する場合は当該市町村の手続きによります。

【回答・承認時の対応】

- 1 対象工事発注者は、現場代理人の常駐義務緩和について支障ないと判断した場合には、回答欄の対象工事発注者の欄に発注者名を記入し申請者に回答するとともに、他の常駐義務緩和工事の発注者からの承認書及び条件書等の写しの提出を申請者から受けること。

（支障があると判断した場合には、「承認します」の行を横線で削除し、対象工事発注者の欄に発注者名を記入し申請者に回答します。）

- 2 支障の有無の判断においては必要に応じて他の常駐義務緩和工事の発注者と意見交換を行うこと。

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

令和 年 月 日

(1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。

履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

- ① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
 - ② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
- ※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。
- ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
 - ウ) 片方の工事が中止又は休止となっている場合
 - エ) 工場製作のみが行われている場合
- ④ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
 - ⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。

また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故や施工管理の不備等が発生した場合は直ちに緩和の承認を発注者の通知により取り消すものとする。

(3) 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

(4) 現場代理人は、発注機関の監督員と現場立合等の日程確認を綿密に行い、工事施工に問題のないよう注意すること。

(その他の条件を付す場合)

(5) その他の条件

対象工事発注者	
先行工事又はその他の工事の発注者	

(改正後全文)

工事等の積算内容等に対する疑義申立てに関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する工事等に係る入札又は見積（以下「入札等」という。）に対し、入札等参加者が契約締結前に積算内容、総合評価方式における評価結果又は公募型プロポーザル方式における審査結果に疑義申立てができることを定め、入札等及び契約に関する透明性及び公正性を確保することを目的とする。

(対象工事等)

第2条 対象となる工事等は、県が発注する全ての工事、測量等とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(入札等参加者への通知)

第3条 入札者又は見積者（以下「入札者等」という。）は入札結果を確認の上疑義申立ての判断をする場合は、当該工事等を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「担当課長等」という。）に、当該入札等の執行日から起算して3日以内（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に入札結果の請求を行うものとする。

請求を受けた担当課長等は、入札者等に次の書類を送付することにより、入札結果を通知するものとする。この場合において、入札結果には予定価格、最低制限価格及び調査基準価格を含むものとする。

- (1) 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達）様式3）
 - (2) 総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領（平成21年3月30日付け20財第3701号総務部長依命通達）様式第2号、同号附表及び第4号又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領（平成21年3月30日付け20財第3722号総務部長依命通達）様式第2号及び第4号）
 - (3) 公募型プロポーザル方式審査結果（福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領（平成21年3月30日付け20財第3651号総務部長依命通達）様式10）
- 2 前項の請求は、「工事等の積算内容等に対する疑義申立てのための入札結果の請求書」（様式3）に必要事項を記載し、担当課長等に提出することにより行う。

(疑義の申立て)

第4条 前条により通知を受けた入札者等は、当該入札等の積算内容等に疑義がある場合（既に公表されている資料等により内容が確認できるものを除く。）は、担当課長等に通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に申立てることができる。

また入札結果の請求を行わない入札者等は、当該入札等の積算内容等に疑義がある場合、当該入札等の執行日から起算して3日以内（休日を除く。）に担当課長等に申立てることができる。

疑義の申立てを行う場合は、疑義の内容を具体的かつ特定できるよう示した上で申立てるものとする。

- 2 前項の申立ては、「工事等の積算内容等に対する疑義申立て書」（様式1）（以下「申立て書」という。）に必要事項を記載し、担当課長等に提出することにより行う。
- 3 申立て書の提出は、定められた期日以内に、担当課長等が収受できるように行うものとする。

(申立て内容の検討)

第5条 担当課長等は、疑義の申立てをした者に対し、疑義の申立てのあった日を含め3日以内(休日を除く。)に「工事等の積算内容等に対する疑義申立てへの回答書」(様式2)により回答するものとする。

2 担当課長等は、申立てのあった疑義の内容について検討し、契約の可否を判断する。

3 担当課長等は、前項で検討した結果、契約することが適切でないと判断した場合は、契約を締結しないものとする。

4 担当課長等は、疑義の申立てがない場合または第2項で検討した結果、契約を締結することが適切であると判断した場合は、契約を締結する。

(契約手続きに関する特例)

第6条 担当課長等は、入札者等の全員から開札後の疑義申立てや入札結果の請求を行わない旨の確認が得られた場合は、契約の手続きを進めることができるものとする。

また、入札結果の請求者全員から疑義申立てを行わない旨の確認が得られた場合も、契約の手続きを進めることができるものとする。

2 前項の確認は、入札者等から担当課長等に提出のあった「工事等の積算内容等に対する疑義申立て等確認書」(様式4)により行う。

附則

この試行要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、平成25年10月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

附則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

様式 1

工事等の積算内容等に対する疑義申立て書

年 月 日

工事等執行権者

住 所

商号・名称

代表者氏名

電 話 番 号

(作成担当者)

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
申 立 事 項	

様式 2

工事等の積算内容等に対する疑義申立てへの回答書

年 月 日

様

工事等執行権者

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
申 立 事 項	
回 答 事 項	

様式 3

工事等の積算内容等に対する疑義申立てのための入札結果の請求書

年 月 日

工事等執行権者

住 所
商号・名称
代表者氏名
電 話 番 号
(作成担当者)

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
請 求 理 由 書	
入札結果を確認の上疑義申立てを行うかどうかの判断をしたいため、 入札結果の請求を行います。	

様式 4

工事等の積算内容等に対する疑義申立て等確認書

年 月 日

工事等執行権者

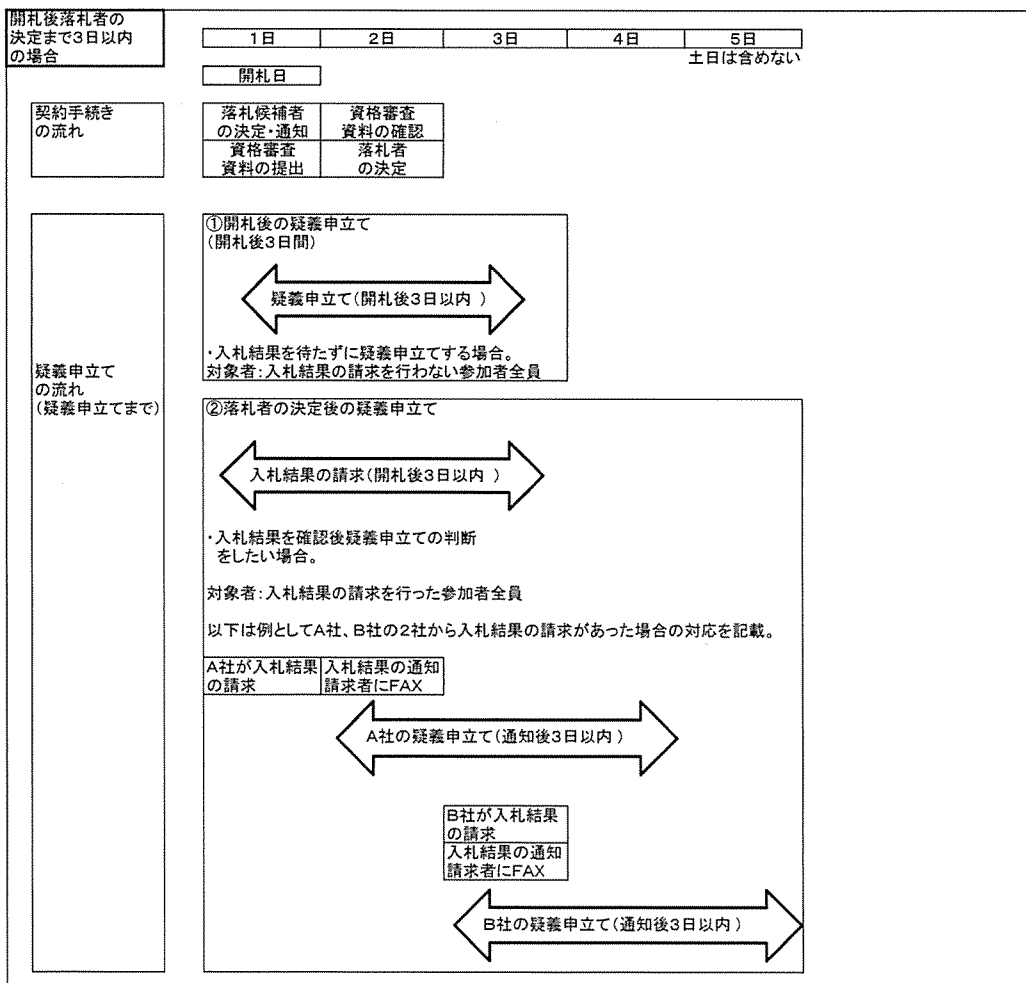
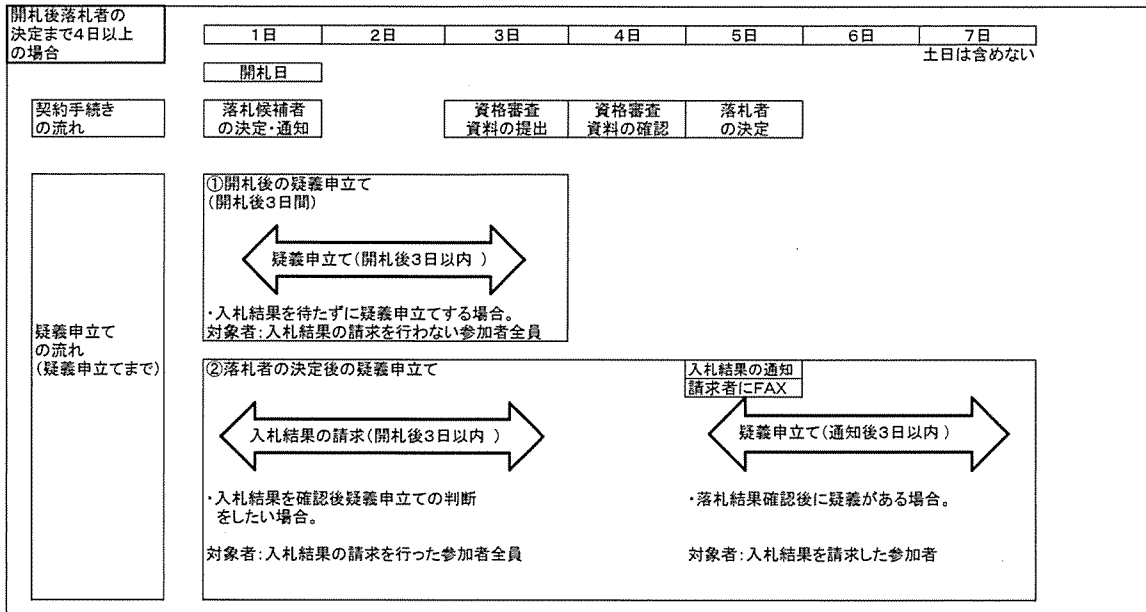
住 所
商号・名称
代表者氏名
電 話 番 号
(作成担当者

)

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
確 認 内 容	
(開札後) 1 上記工事等に対して疑義申立てを行う予定はありません。また、上記工事等に対して入札結果の請求を行う予定はありません。	
(入札結果通知後) 2 上記工事に対して疑義申立てを行う予定はありません。	

(該当する番号に○を付ける。)

工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行 (疑義申立てまでの事務手続きフロー)





適正な工事請負契約を結ぶための取組みについて

県では、公共工事の品質確保の促進のため、いわゆる「担い手３法」の基本理念を実現する具体的措置として、以下により適正な工事請負契約の締結に取り組みます。

担い手３法の基本理念の追加

将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等【品確法】

- ☐ 公共工事の入札契約の適正化【入契法】
 - ・ダンピング対策の強化
 - ・契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保
- ☐ 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達【建設業法】
 - ・建設工事の担い手の育成・確保
 - ・適正な施工体制確保の徹底

（１）公共工事の入札における見積内訳書の提出

適正な積算による契約締結を促すため、全ての入札において、入札金額の積算根拠となる内訳を記載した「見積内訳書」の提出が必要となります。

（２）下請負契約の見積における法定福利費の内訳明示

建設産業の労働環境の改善には、社会保険加入の法定福利費を確保する必要があることから、下請負契約の見積を徴取する際は、法定福利費を明示した見積依頼及び見積書の提出が必要です。

